

令和8年度静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託 公募型企画提案募集要項

1 趣旨

本要項は、静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 公告日 令和8年4月10日（金）

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事 鈴木 康友
- (2) 執行部署：静岡県企画部 企画課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-3285 F A X 054-221-2542
メール kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 業務の名称
令和8年度静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託
- (2) 業務の目的
・本県の行政課題に対し、県民幸福度の向上に資する民間企業のノウハウによる課題解決の提案をピッチ形式で行い県民幸福度の向上を目指す。
- (3) 業務内容
別添「令和8年度静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務の委託期間 契約締結日から令和8年12月28日（月）まで
- (5) 契約限度額 2,700千円（税込）

5 応募資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 過去に類似のイベントを運営した実績があること。
- (2) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）を完納していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール

企画提案参加受付	令和8年4月10日（金）
質問の受付締切	令和8年4月14日（火）正午
質問回答	令和8年4月16日（木）
企画提案応募申込書の提出期限	令和8年4月20日（月）正午
企画提案書の提出期限	令和8年4月24日（金）正午
企画提案（プレゼンテーション）	令和8年4月28日（火）
選考結果の伝達	令和8年4月30日（木）

※なお、参加者の状況により変更する場合があります。

(2) 質問の受付及び回答

ア 本業務に関する質問については、原則として「質問書」（様式8）を提出するものとする。

○ 提出先等

- ・提出期限 令和8年4月14日（火）正午
- ・提出先 静岡県企画部 企画課
- ・提出方法 電子メール

○ 回答

質問に対する回答は、原則として4月16日（木）までに、質問者に対して行うほか、静岡県ホームページ上に掲載する。

静岡県企画部企画課ホームページ

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/1081625.html>

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案応募申込書の提出

企画提案参加希望者は、所定の様式により参加の意思を表明するものとする。

提出期限	令和8年4月20日(月)正午まで(必着)
提出方法	原則、電子メールとする(PDFファイルとすること) ※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする
提出先	静岡県企画部企画課(静岡県庁東館3階) メール:kikaku@pref.shizuoka.lg.jp
提出書類	企画提案応募申込書(様式1)1部
その他	企画提案応募申込書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式「辞退書」(様式2)を提出すること

(4) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

提出期限	令和8年4月24日(金)正午まで(必着)
提出方法	原則、電子メールとする(PDFファイルとすること) ※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする
提出先	静岡県企画部企画課(静岡県庁東館3階) メール:kikaku@pref.shizuoka.lg.jp
提出書類	①企画提案書(表紙)(様式3) ②提案内容の概要(様式4) ③企画提案書(任意様式) ④過去の業務実績(様式5) ⑤会社概要(パンフレット等) ⑥納税証明書(本社等所在地の法人都道府県税に未納がない証明) ⑦見積書(様式6) ⑧見積書内訳書(任意様式) ⑨企画提案応募に係る誓約書(様式7)
提出部数	電子メールの場合 ①～⑨:1点のみの提出で可。それぞれ別々のPDFファイルとして提出すること ※持参の場合 ①～⑤:各6部(正本1部、写し5部) ⑥～⑨:各1部
様式等の入手方法	静岡県企画部企画課ホームページからダウンロード (https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/1081625.html)
留意事項	・企画提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。 ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ・提出された応募書類は返却しない(辞退の場合も同様) ・提案書は、一提案までとする。(複数の企画提案は認めない。) ・なお、静岡県情報公開条例により、情報開示の請求を受けた場合には、開示の対象となる場合がある。

(5) 企画提案する内容

以下の内容を記載した企画提案書（任意様式）を提出すること。

なお、別添「令和8年度静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託仕様書」についても参考とすること。

ア 実施体制

- ・当該業務を受託するに当たり、業務を担当する人数及び業務分担
- ・協力業者や関係団体の有無及びその役割分担

イ ピッチイベントの業務

- ・全体計画
(事業を実施する事務局の体制、委託事業全体の企画内容・スケジュール等の計画等)
- ・民間企業と行政課題とのマッチングの促進
(登壇するスタートアップの募集・選定、マッチングを促進させるための工夫等)

7 選定方法

(1) 選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託企画提案選定委員会」において7（3）に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及び説明（プレゼンテーション）により行う。

(2) 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。詳細については、別途連絡する。

日 時	令和8年4月28日（火）時間未定（決定次第通知）
場 所	実施方法の詳細については、後日連絡
その他	<ul style="list-style-type: none">・各提案者25分程度を予定（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分を予定しているが、変更となる場合がある）・原則、業務責任者を含む計3名以内の出席とする。・その際、追加資料の提出は認めない。

(3) 評価基準

評価項目	評価基準
実施方針	・事業の趣旨を十分に理解し、具体的で一貫性をもった提案内容となっているか
運営体制	・事業成果の達成に必要な体制を整えているか
企画内容	・庁内部局から提出された課題に対して、企業提案につながるよ

	<ul style="list-style-type: none"> うブラッシュアップを行う仕掛けがあるか ・応募テーマに沿った企業を幅広く集めるための仕掛けがあるか ・ピッチを行う企業の提案について、県の事業化につながるようブラッシュアップを行う仕掛けがあるか
経済合理性	・提案内容は、費用対効果の観点から効果的か
類似業務等の実績	・過去の実績から、受託者として適当であるか

(4) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①委託限度額を超えた場合
- ②応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- ③選定委員会に欠席又は遅れた場合
- ④不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- ⑤評価の公平性を害する行為があった場合

8 契約候補者の選定及び選定結果の発表

(1) 審査の結果、契約の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり発表する。

日 時	令和8年4月30日（木）まで
方 法	すべての応募者にメールにより通知する

(3) 非選定通知を受け取った者は、通知の翌日から5日（土日及び祝日を含まない）以内に書面（自由様式）により、電子メールで非選定理由（審査結果に係る自社の評価）について説明を求めることができる。

(4) 非選定通知の理由の開示は、説明を求めることができる最終日の翌日から10日（土日及び祝日を含まない）以内に書面により回答する。

9 契約についての留意点

- ・契約候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で協議の上、修正をする場合があるものとする。
- ・委託業務費は原則、精算払いとし、県が必要と認めるときは、提案者の請求に応じて分割して前金払をするものとする。

10 提出先、問合せ先

静岡県企画部企画課 担当：青山

住所：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館3階）

電話：054-221-3285 F A X：054-221-2542

メール：kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

(様式1)

企画提案応募申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木康友 様

所在地
名称
代表者

下記業務の企画提案に参加します。

記

1 業務名 令和8年度静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託

2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式2)

辞 退 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木康友 様

所在地
名 称
代表者

下記業務の企画提案について参加を表明しましたが、辞退いたします。

記

- 1 業務名 令和8年度静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託
- 2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式3)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木康友 様

所在地
名 称
代表者

下記業務の企画提案書を提出します。

記

- 1 業務名 令和8年度静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託
- 2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式4)

提案内容の概要

- 1 事業全体の実施体制（人員配置を含む）。
- ※ 業務責任者の氏名・所属・経験年数は、必ず記載してください
 - ※ 図を用いる等により、作成してください。

2 企画提案内容等

項 目	提案内容の概要 (ポイントのみ記載)	
①実施方針		
②運営体制		
③企画内容	・ 庁内部局から提出された課題に対して、ブラッシュアップを行う仕掛けがあるか	
	・ 応募テーマに沿った企業を幅広く集めるための仕掛けがあるか	
	・ ピッチを行う企業の提案について、ブラッシュアップを行う仕掛けがあるか	

(様式5)

過去の業務実績

※過去に実施した又は現在実施している研修について、事業実績を記載

実施年度	事業の名称	事業の内容

※パンフレット等事業がわかる資料の添付可

(様式6)

令和8年度静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託

見 積 書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者

税抜き見積金額 _____ 円

消費税及び地方消費税相当額 _____ 円

合 計 金 額 _____ 円

<代表者印がある場合は不要>

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

職名及び所属は記載該当がある場合

(参考様式)

見積書内訳書

費目		金額 (円)	左の積算
事業費	消耗品費		
	人件費		
	旅費		
消費税及び地方消費税			
計			

※独自様式 (MS-Excel 等) に記載しても結構です。

(様式7)

企画提案応募に係る誓約書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木康友 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

下記の全ての事項を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）を完納していること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 6 提出書類の内容については、事実と相違ないこと。

